

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和6年11月14日

【中間会計期間】

第36期中(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

【会社名】

株式会社農協観光

【英訳名】

NOKYO TOURIST CORPORATION

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 清水 清 男

【本店の所在の場所】

東京都千代田区大手町1丁目3番1号

【電話番号】

03-6436-8203

【事務連絡者氏名】

常務取締役 経営管理部長 佐藤 宏 治

【最寄りの連絡場所】

東京都大田区平和島6丁目1番1号

【電話番号】

03-6436-8203

【事務連絡者氏名】

常務取締役 経営管理部長 佐藤 宏 治

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 中間連結会計期間	第36期 中間連結会計期間	第35期
会計期間	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日
売上高 (千円)	5,936,750	6,821,125	16,127,529
経常利益又は経常損失() (千円)	193,931	305,416	552,314
親会社株主に帰属する中間純損失 ()又は親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	218,519	323,935	578,016
中間包括利益又は包括利益 (千円)	194,721	371,544	621,313
純資産額 (千円)	1,911,933	2,143,423	2,621,467
総資産額 (千円)	9,184,610	8,699,278	9,377,261
1 株当たり中間純損失() 又は 1 株当たり当期純利益 (円)	6,069.99	8,998.22	16,056.00
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	20.8	24.6	28.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	959,235	2,045,874	530,186
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	75,514	6,100	94,226
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	25,152	148,866	173,708
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高 (千円)	3,944,354	3,065,692	5,266,533

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 第35期中間連結期間及び第36期中間連結期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第35期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」については、重要な変更はありません。当社および当社グループは、これらのリスクの発生を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものであります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。当社グループ（当社及び連結子会社1社）は、旅行事業の単一セグメントであるため、セグメント情報についての記載を省略しております。

（1）財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における当社グループの経営成績については、売上高は68億21百万円と前中間連結会計期間と比べ8億84百万円増となりました。営業利益については、当社グループ事業は下半期に事業の6割以上を占めることにより、当中間連結会計期間の事業計画はマイナス計画となります。販売費及び一般管理費において、新規採用による人件費および社宅費用等、従業員数の増加に伴う費用支出等が増えたことから、営業損失は3億28百万円と前中間連結会計期間と比べ1億1百万円の減益となり、経常損失は3億5百万円と前中間連結会計期間と比べ1億11百万円の減益、親会社株主に帰属する中間純損失は3億23百万円と前中間連結会計期間と比べ1億5百万円の減益となりました。

事業部門ごとの経営成績は以下のとおりとなります。

旅行事業部門

旅行事業の回復に伴い企画旅行比率が高まりました。また事業体制として手配・仕入セクションを全国7ヶ所に設置し、支店・エリアセンターの営業強化を図っております。これらの影響もあり売上高は64億80百万円（前年同期55億82百万円）で推移しました。

その他事業部門

その他事業部門は、3億40百万円（前年同期3億54百万円）となりました。その主なものとして、アグリンピア®事業（農福連携事業）は7月に8ヶ所目となる農福ポートを山梨県に設置しました。事業エリアの拡大、事業への認知度の高まりもあり、売上高は前年同期比34百万円増の98百万円となりました。今後も地域のJAや農業法人と連携し農福ポートの設置を進めます。太陽光発電事業については、天候不順の影響があったものの、ほぼ前年同期並みの29百万円となりました。その他、公募案件による売上高28百万円を計上しました。

営業実績

当中間連結会計期間における営業実績を事業部門別に示すと次のとおりです。

事業部門	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)			
	取扱高 (千円)	前年同期比 (%)	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
旅行事業	13,057,202	103.4	6,480,835	116.1
その他事業	-	-	340,289	96.1
合計	13,057,202	103.4	6,821,125	114.9

(注) 1 その他事業は取扱高計上を行っておりません。

- 2 旅行事業における売上高は、旅行に伴う輸送機関、宿泊、観光施設等からの手数料及び顧客から収受する手数料等と企画旅行仕入額によって構成されています。
- 3 取扱高は、外貨両替及び損害保険事業を除き、消費税等は含まれております。
- 4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、相手先別の当該割合がすべて100分の10未満のため、記載を省略しております。

財政状態につきましては、当中間連結会計期間末の資産合計は、人件費増額および原価支払等による現預金の減少等により86億99百万円と前連結会計年度末に比較して6億77百万円減となりました。

また、負債合計は未払金の減少等により65億55百万円と前連結会計年度末に比較して1億99百万円減となりました。

当中間連結会計期間末の純資産は21億43百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億78百万円減少しました。これは、親会社株主に帰属する中間純損失の計上により利益剰余金が3億23百万円減少し、株主資本を押し下げたことによるものです。この結果、自己資本比率は28.0%から24.6%に低下しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は、前中間連結会計期間末に比べ8億78百万円減少し、30億65百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは20億45百万円の資金の減少(前中間連結会計期間は9億59百万円の資金の減少)となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失3億4百万円の計上のほか、営業債権及び契約資産の増加13億12百万円、営業未払金の増加3億91百万円、未払金の減少2億22百万円、未払消費税等の減少1億64百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは6百万円の資金の減少(前中間連結会計期間は75百万円の資金の減少)となりました。これは主に、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出5百万円の資金の減少等が発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは1億48百万円の資金の減少(前中間連結会計期間は25百万円の資金の減少)となりました。これは、リース債務の返済による支出17百万円、長期借入返済金による支出24百万円、配当金の支払1億6百万円が発生したことによるものであります。

(3) 従業員数

連結会社の状況

当中間連結会計期間において、当社グループは、旅行需要の回復に伴い、50名増加し、450名となりました。

提出会社の状況

当中間連結会計期間において、当社は、旅行需要の回復に伴い、47名増加し、424名となりました。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000
A種種類株式	5,000
B種種類株式	3,000
計	64,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (令和6年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和6年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,000	36,000	非上場	完全議決権株式であり、議決権の行使について制限がない株式 (注)1.2.
A種種類株式	5,000	5,000	非上場	(注)3.5.
B種種類株式	2,100	2,100	非上場	(注)4.5.
計	43,100	43,100	—	—

(注)1.単元株制度を採用しておりません。

2.株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

3.A種優先株式の内容

1.A種優先株式に対する剰余金の配当

- (1)当会社は、令和5年4月1日(以下「優先配当開始日」という。)以降の日を剰余金の配当に係る基準日として剰余金の配当をする場合、当該剰余金の配当に係る基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)に対し、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株に係る払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。以下「A種払込金額」という。)に年率3%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が属する事業年度の初日(但し、配当基準日が優先配当開始日の属する事業年度に属する場合は、優先配当開始日とする。)(同日を含む。)から配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、すでに当該事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主に対してA種優先配当をしている場合、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、かかるA種優先配当の合計額を控除した額とする。
- (2)当会社は、ある事業年度において、剰余金の額がA種優先配当金およびB種優先配当金の合計に不足する場合、A/B種優先株主に対し、剰余金の額をA種払込金額およびB種払込金額で按分した額を配当金として支払う。
- (3)ある事業年度において、A種優先株主に対して支払ったA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種払込金額に年率3%を乗じた額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。
- (4)A種優先株主に対して、A種優先配当金を超える剰余金の配当は行わない。
- (5)A種優先配当金の額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

2. 取得請求権

- (1) A種優先株主は、当会社に対して、令和35年4月1日〔注：払込期日から30年を経過した日〕以降いつでも、その保有するA種優先株式の全部または一部を当会社が取得すると引換えに金銭を交付することを請求することができる。但し、当該株主が保有するA種優先株式の内、1,000株については、B種優先株主の取得請求後であるか、またはB種優先株主の同意があれば、令和15年4月1日〔注：払込期日から10年を経過した日〕以降にいつでも、全部または一部を発行会社が取得すると引換えに金銭を交付することを請求することができる。但し、本株式の内、1,000株については、B種優先株主の取得請求後またはB種優先株主の承諾後、令和15年4月1日〔注：払込期日から10年を経過した日〕以降にいつでも、全部または一部を発行会社が取得すると引換えに金銭を交付することを請求することができる。なお、かかる請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付し行うものとする。

- (2) A種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭の額は、A種払込金額と同等金額とする。

3. 取得条項

- (1) 当会社は、令和5年4月1日〔注：払込期日の翌々日〕以降いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭の交付と引換えにA種優先株主が保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。

- (2) A種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭の額は、A種払込金額と同等金額とする。

- (3) 当会社は、A種優先株主よりB種優先株主を優先して(1)の請求を行うものとする。

4. A種優先株式の譲渡制限

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. A種優先株式に対する残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産の分配をする場合A種優先株主に対し、普通株主に先立ち、かつB種優先株主への分配後に、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株に係るA種払込金額と同等金額（以下「A種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

- (2) A種優先株主に対して、A種優先残余財産分配金を超える残余財産の分配を行わない。

- (3) A種優先残余財産分配金の額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

6. 株主総会の議決権

A種優先株主は、当会社の株主総会において、議決権を行使することができない。

4. B種優先株式の内容

1. B種優先株式に対する剰余金の配当

- (1) 当会社は、令和5年4月1日（以下「優先配当開始日」という。）以降の日を剰余金の配当に係る基準日として剰余金の配当をする場合、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）に対し、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株に係る払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。以下「B種払込金額」という。）に年率3%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が属する事業年度の初日（但し、配当基準日が優先配当開始日の属する事業年度に属する場合は、優先配当開始日とする。）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を支払う。但し、すでに当該事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主に対してB種優先配当をしている場合、B種優先株式1株当たりのB種優先配当金の額は、かかるB種優先配当の合計額を控除した額とする。

- (2) 当会社は、ある事業年度において、剰余金の額がA種優先配当金およびB種優先配当金の合計に不足する場合、A/B種優先株主に対し、剰余金の額をA種払込金額およびB種払込金額で按分した額を配当金として支払う。

- (3) ある事業年度において、B種優先株主に対して支払ったB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種払込金額に年率3%を乗じた額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

- (4) B種優先株主に対して、B種優先配当金を超える剰余金の配当は行わない。

- (5) B種優先配当金の額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

2. 取得請求権

- (1) B種優先株主は、当会社に対して、令和15年4月1日〔注：払込期日から10年を経過した日〕以降いつでも、その保有するB種優先株式の全部または一部を当会社が取得すると引換えに金銭を交付することを請求することができる。かかる請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付し行うものとする。なお、B種優先株主は、事前に他のB種優先株主の同意を得ることなくして、B種優先株式の取得請求権を行使しないものとする。また、B種優先株式の取得請求権を行使するにあたっては、B種優先株主間で別途合意した場合を除き、B種優先投資株主全員が各自が保有するB種優先株式数の割合に応じて同時に行使するものとする。

- (2) B種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭の額は、B種払込金額と同等金額とする。

3.取得条項

- (1)当会社は、令和5年4月1日〔注：払込期日の翌々日〕以降いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭の交付と引換えにB種優先株主が保有するB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。
- (2)B種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭の額は、B種払込金額と同等金額とする。
- (3)当会社は、A種優先株主よりB種優先株主を優先して(1)の請求を行うものとする。
- (4)当会社は、第1項の定めによりB種優先株式の一部を取得する場合、B種優先株主を、そのB種優先株式の保有割合に応じて平等に扱うものとする。

4.B種優先株式の譲渡制限

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5.B種優先株式に対する残余財産の分配

- (1)当会社は、残余財産の分配をする場合、B種優先株主に対し、普通株主およびA種優先株主に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株に係るB種払込金額と同等金額（以下「B種優先残余財産分配金」という。）を支払う。
- (2)当会社は、残余財産がB種残余財産優先分配金の合計に不足する場合、B種優先株主に対し、残余財産をB種優先株主が保有するB種優先株式の保有割合に応じて按分した額を分配金として支払う。
- (3)B種優先株主に対して、B種優先残余財産分配金を超える残余財産の分配を行わない。
- (4)B種優先残余財産分配金の額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

6.株主総会の議決権

B種優先株主は、当会社の株主総会において、議決権を行使することができない。

5.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和6年9月30日	-	43,100	-	100,000	-	25,000

(5) 【大株主の状況】
所有株式数別

令和6年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自 己株式を除 く。）の総数に 対する所有株式 数の割合（％）
一般社団法人全国農協観光協会	東京都千代田区外神田1丁目16番8号	6,594	15.30
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町1丁目3番1号	2,200	5.10
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	2,200	5.10
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	2,050	4.76
島根県農業協同組合	島根県松江市殿町19番地1	620	1.44
ホクレン農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北4条西1丁目3番地	600	1.39
ひろしま農業協同組合	広島県東広島市西条栄町10番35号	520	1.21
奈良県農業協同組合	奈良県奈良市大森町57番地の3	500	1.16
晴れの国岡山農業協同組合	岡山県倉敷市玉島八島1510番地1	440	1.02
香川県農業協同組合	香川県高松市寿町1丁目3番6号	440	1.02
計	—	16,164	37.50

所有議決権数別
普通株式

令和6年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合（％）
一般社団法人全国農協観光協会	東京都千代田区外神田1丁目16番8号	1,594	4.43
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町1丁目3番1号	1,500	4.17
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	1,500	4.17
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	1,350	3.75
島根県農業協同組合	島根県松江市殿町19番地1	620	1.72
ホクレン農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北4条西1丁目3番地	600	1.67
ひろしま農業協同組合	広島県東広島市西条栄町10番35号	520	1.44
奈良県農業協同組合	奈良県奈良市大森町57番地の3	500	1.39
晴れの国岡山農業協同組合	岡山県倉敷市玉島八島1510番地1	440	1.22
香川県農業協同組合	香川県高松市寿町1丁目3番6号	440	1.22
計	-	9,064	25.18

(注) 残り26,936株は、一般社団法人全国農業協同組合中央会、株式会社ＪＡ新聞連、株式会社日本農業新聞、全国厚生農業協同組合連合会、一般社団法人家の光協会、北海道信用農業協同組合連合会、北海道厚生農業協同組合連合会、鳥取県信用農業協同組合連合会、宮崎県信用農業協同組合連合会、宮崎県経済農業協同組合連合会、共栄火災海上保険株式会社、ジェイエイ・アップル株式会社及び467の農業協同組合が所有しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和6年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A 種類株式 5,000 B 種類株式 2,100	—	「1. 株式等の状況(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,000	36,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,100	—	—
総株主の議決権	—	36,000	—

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏 名	生年月日	略歴	任期	所有株式数	就任年月日
取締役	乙部 輝雄	昭和32年3月3日	令和6年6月 青森県農業協同組合中央会代表理事会長(現) 令和6年6月 全国農業協同組合連合会青森県本部運営委員会会長(現) 令和6年6月 全国共済農業協同組合連合会青森県本部運営委員会会長(現) 令和6年6月 ゆうき青森農業協同組合会長理事(現) 令和6年7月 全国共済農業協同組合連合会経営管理委員会委員(現) 令和6年9月 当社取締役(現)	注2	—	令和6年9月26日

- (注) 1 取締役乙部輝雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 取締役の任期は、就任のときから令和8年3月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。

(2) 退任役員

役職名	氏 名	退任年月日
取締役	雪田 徹	令和6年6月28日

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性24名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.00%)

第4 【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、みのり監査法人により期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,393,533	4,192,692
営業未収入金及び契約資産	732,348	2,045,315
貯蔵品	11,649	11,207
前渡金	164,749	545,526
その他	180,258	84,303
貸倒引当金	72	360
流動資産合計	7,482,467	6,878,685
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	414,863	403,994
工具、器具及び備品（純額）	79,216	64,579
土地	410,605	410,605
リース資産（純額）	68,670	54,462
有形固定資産合計	973,355	933,641
無形固定資産		
ソフトウェア	98,012	95,053
その他	62,835	62,835
無形固定資産合計	160,847	157,888
投資その他の資産		
投資有価証券	447,807	410,715
差入保証金	254,191	249,613
その他	58,592	68,733
投資その他の資産合計	760,590	729,062
固定資産合計	1,894,793	1,820,593
資産合計	9,377,261	8,699,278

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	1,802,564	2,193,582
未払金	379,686	160,305
1年内返済予定の長期借入金	49,800	49,800
リース債務	35,247	35,884
賞与引当金	118,710	142,470
仮受旅行券	1,912,619	1,823,222
その他	343,186	101,973
流動負債合計	4,641,813	4,507,238
固定負債		
長期借入金	517,000	492,100
リース債務	52,148	34,044
役員退任慰労引当金	22,860	24,500
退職給付に係る負債	1,416,626	1,396,125
資産除去債務	44,165	44,165
その他	61,180	57,680
固定負債合計	2,113,979	2,048,615
負債合計	6,755,793	6,555,854
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	3,468,500	3,362,000
利益剰余金	1,130,555	1,454,491
株主資本合計	2,437,944	2,007,508
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	89,751	59,444
退職給付に係る調整累計額	93,771	76,470
その他の包括利益累計額合計	183,523	135,914
純資産合計	2,621,467	2,143,423
負債純資産合計	9,377,261	8,699,278

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
売上高	5,936,750	6,821,125
売上原価	3,991,752	4,738,356
売上総利益	1,944,997	2,082,768
販売費及び一般管理費	¹ 2,171,374	¹ 2,411,007
営業損失()	226,376	328,239
営業外収益		
受取配当金	3,999	5,729
仮受旅行券収益	20,493	14,070
為替差益	745	1,937
雇用調整助成金等	4,355	1,120
その他	10,059	12,024
営業外収益合計	39,654	34,883
営業外費用		
支払利息	6,650	5,707
その他	557	6,353
営業外費用合計	7,208	12,061
経常損失()	193,931	305,416
特別利益		
受取保険金	497	19,520
盗難関連受取保険金	9,350	-
特別利益合計	9,847	19,520
特別損失		
減損損失	1,323	360
旅行特別補償	503	18,096
盗難関連損失	8,500	-
特別損失合計	10,327	18,456
税金等調整前中間純損失()	194,410	304,352
法人税、住民税及び事業税	20,870	21,429
法人税等調整額	3,238	1,846
法人税等合計	24,108	19,582
中間純損失()	218,519	323,935
非支配株主に帰属する中間純損失()	-	-
親会社株主に帰属する中間純損失()	218,519	323,935

【中間連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
中間純損失（ ）	218,519	323,935
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	43,946	30,307
退職給付に係る調整額	20,147	17,300
その他の包括利益合計	23,798	47,608
中間包括利益	194,721	371,544
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	194,721	371,544
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	194,410	304,352
減価償却費	106,687	50,454
減損損失	1,323	360
受取利息及び受取配当金	4,066	6,066
支払利息	6,650	5,707
為替差損益(は益)	745	-
受取保険金	497	19,520
雇用調整助成金等	4,355	1,120
盗難関連受取保険金	9,350	-
旅行特別補償	503	18,096
盗難関連損失	8,500	-
営業債権及び契約資産の増減額(は増加)	1,014,788	1,312,966
その他の流動資産の増減額(は増加)	237,163	284,378
貸倒引当金の増減額(は減少)	3	287
差入保証金の増減額(は増加)	42	4,577
営業未払金の増減額(は減少)	694,667	391,018
未払金の増減額(は減少)	241,037	222,713
未払消費税等の増減額(は減少)	45,573	164,764
前受金の増減額(は減少)	3,407	3,648
賞与引当金の増減額(は減少)	94,300	23,760
その他の流動負債の増減額(は減少)	142,989	120,399
役員退任慰労引当金の増減額(は減少)	3,620	1,640
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,903	37,801
預り保証金の増減額(は減少)	2,500	3,500
その他	887	1,167
小計	898,258	1,986,499
利息及び配当金の受取額	4,065	6,066
利息の支払額	23,088	5,707
保険金の受取額	497	19,520
雇用調整助成金等の受取額	4,355	1,120
盗難関連保険金の受取額	9,350	-
旅行特別補償の支払額	503	18,096
盗難関連支出	8,500	-
法人税等の支払額	47,152	62,277
営業活動によるキャッシュ・フロー	959,235	2,045,874

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,127,000	1,127,000
定期預金の払戻による収入	1,127,000	1,127,000
有形固定資産の取得による支出	59,357	2,303
無形固定資産の取得による支出	16,663	3,453
従業員に対する貸付けによる支出	-	343
従業員に対する貸付金の回収による収入	505	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	75,514	6,100
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	16,852	17,466
長期借入金の返済による支出	8,300	24,900
配当金の支払額	-	106,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,152	148,866
現金及び現金同等物に係る換算差額	24	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,059,927	2,200,840
現金及び現金同等物の期首残高	5,004,281	5,266,533
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,944,354	3,065,692

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
給与手当	874,437千円	939,740千円
法定福利費	163,075千円	188,546千円
賞与引当金繰入額	102,500千円	142,470千円
役員退任慰労引当金繰入額	2,850千円	6,420千円
退職給付費用	13,899千円	16,336千円
退職金共済掛金	51,806千円	46,953千円
旅行センター委託費	93,921千円	99,372千円
賃借料	184,765千円	202,528千円
減価償却費	106,687千円	50,454千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
現金及び預金勘定	5,071,354千円	4,192,692千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,127,000千円	1,127,000千円
現金及び現金同等物	3,944,354千円	3,065,692千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年12月22日 第289回 取締役会	A種優先株式	75,000千円	15,000円	2023年9月30日	2023年12月28日	その他 資本剰余金
	B種優先株式	31,500千円	15,000円	2023年9月30日	2023年12月28日	その他 資本剰余金

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月26日 第35回 定時株主総会	A種優先株式	75,000千円	15,000円	2024年3月31日	2024年6月28日	その他 資本剰余金
	B種優先株式	31,500千円	15,000円	2024年3月31日	2024年6月28日	その他 資本剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、旅行事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント 旅行業
旅行事業 その他事業	5,582,581 354,169
顧客との契約から生じる収益	5,936,750
その他の収益	-
外部顧客への売上高	5,936,750

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント 旅行業
旅行事業 その他事業	6,480,835 340,289
顧客との契約から生じる収益	6,821,125
その他の収益	-
外部顧客への売上高	6,821,125

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純損失	6,069.99円	8,998.22円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失(千円)	218,519	323,935
普通株式に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失(千円)	218,519	323,935
普通株式の期中平均株式数(株)	36,000	36,000

注 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

令和6年11月12日

株式会社農協観光
取締役会 御中

みのり監査法人

東京都港区

指定社員	公認会計士	井上 智由
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	岡田 正治
業務執行社員		

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社農協観光の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社農協観光及び連結子会社の令和6年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。